



# 鳥取県公報

平成 30 年 7 月 17 日 (火)  
第 9 0 1 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (2件) (455・456) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の廃止の届出 (457) (〃) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (458) (企業支援課) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (459) (会計指導課) . . . . . 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (13) . . . . . 3
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎605-1	平成30年5月17日

## 鳥取県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業者等の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
株式会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目3-11	平成28年9月1日

## 鳥取県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 施術者

氏 名	施術所の名称	所在地 (住所)	廃止年月日
松田 拓馬	美療整骨	米子市末広町311	平成30年6月30日

## 鳥取県告示第458号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子高島屋 米子市角盤町一丁目30
- 2 承継された店舗面積  
店舗面積の合計14,821平方メートルのうち東館部分の3,393平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
日本生命保険相互会社 代表取締役 清水 博 大阪府大阪市中央区今橋三丁目5-12  
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30  
米子市 市長 伊木 隆司 米子市加茂町一丁目1
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
日本生命保険相互会社 代表取締役 清水 博 大阪府大阪市中央区今橋三丁目5-12  
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30  
株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目27-2
- 5 承継があった年月日  
平成30年4月30日
- 6 届出年月日  
平成30年6月14日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成30年7月17日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

#### 鳥取県告示第459号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成30年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
90	山陰合同銀行西伯支店	名称	山陰合同銀行西伯支店	山陰合同銀行西伯出張所	平成30年7月17日
328	山陰合同銀行三朝支店	〃	山陰合同銀行三朝支店	山陰合同銀行三朝出張所	〃

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第13号

平成30年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年7月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成30年7月23日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 県・市町村選挙管理委員会事務局担当者研修会の開催について
  - (2) その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年7月17日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

### 2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年8月5日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人

### 3 講習課目

#### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

#### (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

### 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

### 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

### 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。